

2019年1月14日に行われた第18回「子どもの豊かな育ちと読書の喜びを 学校図書館・公共図書館の充実を求めるつどい」での記念講演の内容を編集部責任で書き起こし、前号から引き続き、今号で講演後半を掲載いたします。

## 子どもの育ちを保障する教育行政と 学校図書館・公共図書館

元文科省事務次官 前川 喜平

日本国憲法制定から70年経っていますから、私はよくする意味で見直してもいいと思います。私は日本国憲法でまだ旧憲法の考え方を引きずっていると思うところがあるわけです。

とくに人権保障の規定に関しては、国籍を過度に重視している。日本国憲法第三章の表題は「第三章 国民の権利及び義務」と書いてあるわけです。

これは、大日本国憲法の第二章が「臣民権利義務」という表題だったのを引きずっているのです。国籍があるか、ないかを問題にしているわけです。第三章、最初の条文は第10条ですけれども、第10条は国籍に関する条文です。「日本国民たる要件は、法律をもってこれを定める」という条文が、いきなり最初に出てくるわけです。その後、「すべて国民は…」という人権規定が並んでいるわけです。教育を受ける権利もそうです。第26条は「すべて国民は、法律の定めるところにより、能力に応じて等しく教育を受ける権利を有する」とあり、第2項も「すべて国民は、法律の定

めるところにより、その保護する子女に普通教育を受けさせる義務を負う」というふうに、「国民は…」 「国民は…」となっていて、国民にしか基本的人権がないかのように読み取れてしまう。これは非常に問題だと私は思っています。

それから、「国民の権利及び義務」とあり、義務まで書いてありますが、この義務は書かなくていいです、憲法は。憲法で義務を負わされているのは国ですから、国の義務というのはちゃんと書く必要はあります。

義務教育の規定についてもそうです。義務教育の規定は、「すべて国民は、その保護する子女に普通教育を受けさせる義務を負う」とあります。確かに保護者は子どもに対して、ちゃんとした教育の機会を保障する義務は負っていますが、それは憲法に書かなくてもいいのです。これは教育基本法、あるいはほかの法律に書けばいいことであって、憲法はそうではなくて、国に対して義務を負わせる条文でなければいけない。義務教育の規定については、私は書き直したほうがいいと思って

2019年4月27日

います。第26条の第2項、「すべて国民は…」ではなくて、「国は…」というふう書き直して、「国は…の義務を負う」というふう書き直したほうがいい。

義務教育の「義務」というのは、本当は国が負っている義務であり、それはどういうものかと言えば、「国は、すべての人に…」、つまり在日の人も、外国人も含めてという意味で、「国は全ての人に無償で普通教育の機会を保障する義務を負う」というふう書き直したほうがいいです。

ですから、「義務教育」という言葉は使わないほうがいい。これは非常に誤解を生みやすい言葉で、「子どもが学校に行くのは義務だ」というふうに言われてしまう。子どもは学校に行く義務はないです。

確かに法律は親に、あるいは保護者に対して、子どもを学校に通わせる義務を負わせていますけれども、それも無理矢理、首に縄を付けて引っ張っていけと言っているわけではない。「通えるようにしてあげなさい」と言っているだけなのです。学校に通うことを妨げてはいけないと、促しなさいという程度の意味です。

不登校の子どもに対して、子どもが学校に行かないことに対して親が負い目を感じることはないのです。義務違反とはなりません。義務という言葉は、非常に誤解を生みやすい

言葉です。戦前の義務は確かに徴兵の義務と同じように国民の国家に対する義務というふうに考えられていたわけです。「お国のために役に立つ人間であることが義務なんだ」という考え方であったわけです。逆に言うと「お国ために役に立つ見込みのない人間は学校に来るな」という話で、それが就学免除という制度で、今もあります。私は今も就学免除という制度があることはおかしいと思う。しかも就学免除は、保護者が「就学免除願い」という書類まで書かされるという、こんな不当な話はないです。子どもたちの普通教育の機会は否定され、保障されない状態になっていることはおかしいことであり倒錯しています。文部科学省も教育委員会も就学免除ですませるにはいけない。

私は義務教育を廃止してしまい、「無償普通教育」と言い換えたほうがいいと思う。無償普通教育はすべての人の権利であり、それを保障することが国の義務である、というふうに考える。そうすると普通教育の保障という部分においても、国は義務を果たしていないではないか。そこからこぼれ落ちている人はたくさんいるということが見えてくるわけです。現に13万人の子どもたちが不登校になっています。あるいは試算によれば百数十万人にいたるといふ義務教育未修了者がこの国で暮らしておられるわけです。

私は厚木の自主夜間中学「あつぎ えんびつの会」というところでボランティアスタッフを2年ほどやっています。そこで出会った日本国籍をもった日本人の70代の男性ですが、「1日たりとも学校に行ったことがない」と言われた。この方は戦後の新制度のもとで幼少期を過ごされているわけです。幼い頃にご両親が亡くなり、親戚かに引き取られたので



すが、そこで学校に行かせてもらえず、水くみ、薪割り等の家事労働をさせられ、大きくなってから炭鉱で働き、炭鉱が閉鎖になったので都会に出てきたということです。「あつぎえんぴつの会」に来るまではえんぴつを持ったことがなかった。文字の読み書きができなかったわけですが、この会に来て文字が読めるようになった。

私がついていっしょに勉強したときには、小学校1年、2年程度の漢字の勉強をして今した。あるときお茶のペットボトルを持ってきて、「ここに書いてある漢字を書きたい」とおっしゃったのですね。それを見ると「綾鷹」と書いてある。「この漢字、難しいですよ」と言いましたが、大変でした。

漢字を初めて勉強する人にとって、縦と横の真っすぐな線だけでできている「田」や「国」という漢字は書きやすいです。ところが斜めの線が入ってくるとものすごく書きにくくなっていく。「綾鷹」は斜めの線がたくさん入っている漢字です。まず糸へんから書くのですが、糸へんを勉強するには糸という字を勉強しなくては行けない。糸という字が斜めだけなんです。なんとか糸が書けたところで今後は糸を左側半分に細長く書くことが、これがまた難しい。どうしてもどんと右側にはみ出てくる。そして土を書いていき、なんとか書き順も覚えて、「綾」という難しい字が書けるようになったんですが、マス目を2つ使った横長の漢字になるのです。そして「鷹」は縦長になるのです。鷹という字はまだれから始まり、まだれを書いて、一マス中に収まるように書こうとしても、どんと下に書いていって、どうしてもこれはマスを2つ使ってしまうのです。それでもいいんです。この方が綾も鷹も書けるようになって、「こんな難

しい感じが書けるようになった」ということが達成感のあることだったんです。

話が脱線しましたが、何が言いたかったと言えば、憲法は変えてもいい。しかしそれはいい方に変えるのであって、人類の70年進歩の成果を入れこんでいく。また、環境問題は人類不滅の問題ですから、今で言えば国連のSDGsなどに宣言されているようなものは、日本国憲法に採り入れる努力をしたほうがいいと思う。あるいは性的マイノリティの人権といったものは、1946年の段階では意識されていなかったわけです。しかし、その後の各国のつくられた憲法の中には、性的マイノリティの人権をきちんと書き込まれた憲法もつくられています。

1996年にできた南アフリカ共和国の憲法ですが、私はたまたまユネスコの会議でこの憲法起草委員会の委員を務めた人に出会ったことがあります。この方が言われたのは、起草委員会は最初に何をやったかと言えば、世界中の憲法を取り寄せて比較検討したと言われていました。まさに人類の多年にわたる努力の成果というものを全部勉強し直したのです。その中には当然、1946年の日本国憲法も入っていたわけで、9条のこともよく知っておられました。世界中の憲法のいいところを採り入れて、それで追いついてないところは新たに付け加えたわけです。

南アフリカの憲法は環境権も入っています、水に対する権利もあるのです。水に対する権利というのは、私は今の日本国憲法に書いてもいいと思います。今、水に対する権利が危うくなっています。日本人は、水は川、山などどこにもあるという安心感をもっているようですが、そう安心してられない。最低限の生存権の上限である水に対するアクセス権

利を奪われてしまっている人たちが地球上に存在している。南アフリカ共和国の憲法にならって、水に対する権利を人権として書いてもいいかもしれない。

また、南アフリカ憲法は、性的少数者に対する差別禁止規定をもっているのです。日本国憲法第14条で性別による差別は禁止していますが、南アフリカ憲法は、その性別には社会的な性別（ジェンダー）と、性別的な性別（セックス）とあると書き分けてあり、そして、いずれの場合も差別してはいけないと書かれています。またジェンダーの中にはトランスジェンダーなどもあり、さまざまな多様性のあるジェンダーに対して差別してはいけない。それからセクシャルオリエンテーション、性的指向による差別を禁止するということが明文化されています。こういうふうに進化していくわけです。

ですから憲法改正のことを本気で考えるのであれば、これは国民的議論がもちろんなければいけません。そのときには世界中、とくに日本国憲法ができたあとにつくられた憲法を勉強する必要があると思います。その中には当然南アフリカ憲法も入ってくると思います。

憲法と現実の政治が憲法においついているかどうかは別問題です。南アフリカの政治が、南アフリカ憲法が理想とする状態になっているかどうかというのは、そこは定かではありません。おそらくあちこちに至らないところはあります。日本国憲法にも至らないところがたくさんあります。憲法26条にある等しく教育を受ける権利を有するという教育の機会均等にしても、無償普通教育を保障するという義務教育の規定にしてもことも、漏れがたくさんあり私の感覚では70%ぐら

いしか実現していません。

## コミュニティ・スクールの可能性

コミュニティ・スクールというのは、これからの学校として可能性があるとは思っております。この制度は2004年にできた制度ですが、ちょうど私はそのときに文部科学省で初等中等教育企画課の担当の課長でした。

森喜朗さんが総理のときに教育改革国民会議という報告の中にコミュニティ・スクールの議論が書き込まれました。最初に出てきた発想は、住民自治のような考え方ではなかった。アメリカのチャータースクールのようなものをイメージしていた。誰もが好き勝手に学校をつくってもいいのだという考え方で、学校教育を自由市場に任せていこうという方向性を含んでいた議論でした。

教育改革国民会議の委員であった金子郁容さんが中心になってコミュニティ・スクールを打ち出したのですが、そのときにかなり含みこんでいた新自由主義的な考え方を文部科学省で削ぎ落としていきまして、住民参加的な要素を入れて、コミュニティ・スクールという仕組みにもってきた。

私はこのコミュニティ・スクールという仕組みは、学校教育における住民参加・住民自治だと思っています。もちろん、教育委員もそうですが、コミュニティ・スクールの委員も公選制ではない。そういう意味で住民の代表者だと言えるかと言えば、そこは距離があるのは事実です。しかし、学校の当事者である教職員、保護者や地域住民、さらには生徒も入ってもいい。私はぜひとも生徒を入れるべきだと思う。オブザーバーみたいな形で生徒会・会長などを入れているケースはかなりあると思いますが、私は小学校であっても、

2019年4月27日

当事者である小学校の児童会・会長が学校運営協議会のリーダーでもいい。しかも「子どもの権利条約」で意見表明権を認められているわけですから、私は意見表明権のある子どもたちの代表を、学校運営協議会の委員に入りたい。

コミュニティ・スクールというのはこういう合議体を置いて、その中でコンセンサスをつくり、学校の運営を決めていくという考え方です。

教育委員会制度もそうですし、学校運営協議会制度もそうですが、教育行政や学校の管理運営とかという機能は、一人の人間の独断に任せると危ない。やはり合議体でなければいけない。合議でコンセンサスをつくりながら運営していくことが非常に大事なことです。一人の人間に権力を与えてしまうととんでもない方向にいつてしまう危険性が出てくるわけです。これを話し合っで決めていくことによって、独断の方向にいく危険性が大幅に縮小されるわけです。そういう意味で教育委員会制度も大事ですし、コミュニティ・スクールというシステムは非常に大事だと思います。

本当は教育委員会がもっと機能しないといけないのです。教育委員会が本当の意味で住民参加の場になっているか、それがかなり怪しくなっているわけです。

とくに2014年に教育委員会制度の大きな「改正」があり、忸怩たる思いをもったのですが、首長さんの発言権が強まったのです。市町村長の中には教育の内容に関与したいという人がたくさんいる。とくに教科書の採択などは自分の思う教科書を採択したくてしょうがないという市町村長がいるわけです。

この人たちが教育再生首長会議というのをづくり、私はこの会議に何度も呼び出され、

「教育委員会改正で市町村長が教科書採択に際して一定の権限をもつことができる」ということを随分言われました。それに対して、「この制度改正のあとでも首長にはなんの権限もありません」と言い続けてきました。

教科書採択の権限は、14年度改正後の法律条項でも、あくまでも教育委員会の権限で、教育委員会が合議で決めるということになっている。首長は本来、何の発言権もないです。総合教育会議という首長と教育委員会が一緒になってする会議がつくられましたが、この総合教育会議を確かに主催するのは首長ですが、しかし、合議体として1つの意思決定をする機関ではありません。首長と教育委員会の協議の場でしかない。意思決定はあくまでも首長の権限に基づくものは、首長が、教育委員会の権限に基づくものは、教育委員会が意思決定するものであり、別々の意思決定です。

別々の意思決定をする2つの執行機関が協議をする場が総合教育会議だということです。教育の内容にかかわることについて、首長が首をつっこんではいけないのだという建前は残っているのですが、それを乗り越えようとする人がたくさんいて、これは非常に危ないことです。さきほど申し上げた教育の自主性が政治的に侵されてしまう危険性が高まったということです。

確かに教育委員会制度についてももう一度ちゃんと住民自治の考え方で見直していくことが必要だと思います。現在できることとしては、条例で教育委員の数を増やすことです。条例でさえ決めれば教育委員を5人ではなくて6人、7人、8人、あるいは10人にすることもできるので、私は10人ぐらいまで増やしたほうがいいと思う。それでいろんな住

2019年4月27日

民に入ってもらうために、例えば3分の1は公募制にする。私は昔、中野区でやっていたように準公募制のようなものやってもかまわないと思う。そういう形で民意ができるだけ反映できるような工夫を、今の教育委員会制度のもとでやろうと思えばできる。

それとは別に学校レベルでの民意を反映させる場として、コミュニティ・スクールは今後、活用できる仕組みではないかと思う。コミュニティ・スクールという仕組みは、本来的には学校の運営に地域住民が参加するというものです。この学校運営に地域住民が参画するということについて、学校側、あるいは教育委員会側には、相当警戒心があるわけです。

学校運営協議会は教職員の人事についても意見が言えるということになっている。人事について口を出されて、「あの先生はダメ先生らしいから早く外してくれ」となったら困る。モンスターペアレントと言われる人がいて、先生たちはさんざん悩まされている。もし学校運営協議会できるとモンスターペアレントが跳梁跋扈するのではないかと心配する先生方もいるんじゃないかと思う。しかし、まっとうな保護者や地域住民の人たちの力を借りると私は、モンスターペアレント対策にもなると思う。理不尽なことを言う人たちに対して、まともに考えている人たちがそれを制止してくれるということが起こると思う。



私は地域や保護者の力を信じて、それを学校の運営に採り入れるという努力をすれば、むしろモンスターペアレント問題は解決する方向に向くのではないかと思う。

しかしですね、人事を含む学校運営についてだけ意見を言う形ですと、うまくいかないと思う。私はこのコミュニティ・スクールという仕組みはむしろまずは学校支援ボランティアのようなものをすすめていく。地域の人や保護者の人たちが学校の教育活動に協力するという活動を地道に広げていくところから始めたらいいと思う。

制度上のコミュニティ・スクール、つまり学校運営協議会制度というのは、学校運営に保護者や地域住民が参画するという仕組みです。学校の教育活動に地域の人たちや保護者が協力するというのは、これはコミュニティ・スクール制度ではなくて、かつて学校支援地域本部という事業の中で進めてきたもので、今は地域学校協働本部という言い方をしています。地域の人たちが学校といっしょになって子どもたちのためにさまざまな教育活動に加わっていく。私はこちらの方が大事だと思っていて、こちらのほうを進めていくことによって、学校と地域、学校と保護者の垣根が低くなる。お互いの信頼関係ができていく。この信頼関係がまずできることが大事で、それをつくったうえで運営に参画してもらう。こういう仕組みをつくっていくことが大事であり、そういう意味ではコミュニティ・スクールは可能性があると私は思っています。

逆に言うと学校がお上に従わなければならないという意識をなくしていくことが大事で、「学校は地域の中の存在」ということです。コミュニティ・スクールのことを日本語では地域運営学校と言い直したりしていますが、

地域の中で運営される学校であり、それは当然のことながら住民自治というものを目指していかなければならない。本当の意味での学校の民主化、本当の意味での学校の住民自治の反映というのは、そういう形で行えばいいと思います。

学校は誰のものか。教職員が運営するのが学校の自治だという考えがありますが、私はそう思いません。学校の教職員も当事者であり、自治に加わることは必要だと思います。しかし、教職員だけのものではない。やはり地域の中で学校というものは育ていかなければならない。学校は地域のものだと思いたい。

そう考えると私は国土地理院にも「地図記号を変えろ」と言いたい。学校の地図記号は「文」ですが、これは明治30年代につくられた記号です。当時は学校というのは文部省の出先機関であると考えられていたから「文」としたのです。

郵便局は「〒」というマークですが、あれはカタカナのテという字を元にしてしているわけです。なんでカタカナのテという字が郵便局のマークになったのかと言えば、これは通信省という郵便をつかさどる役所があって、その出先機関が郵便局であったからです。だから通信省のテという字で郵便局を表しているわけです。「文」とか「〒」とかいうのは日本でしかない一字記号です。

本当は日本国憲法ができ、教育基本法ができたときに文部省の派出所ではないのですから地図記号は変えるべきでした。やっとコミュニティ・スクールという考え方が出てきて、学校は地域のものなんだということをもう一度再認識をする。

地方公共団体の行っている仕事には、大き

く分けて二通りあります。一つは自治事務です。これは本来地域の仕事である。もう一つは法定受託事務で、これは本来国の事務なんだけど、それが地域に委任されて、国から頼まれているからやっている仕事です。国から頼まれてやっている仕事と、固有の地域の仕事だということと二通りあって、学校は自治事務です。

文部科学省がいろいろ管理していますが、これは法律で文部科学省が「これこれをやってもいいです」「これこれやりなさい」と言われた範囲においてだけ管理しているだけであって、それ以上に口を出したらこれは憲法違反です。

名古屋の中学校に口を出したケースがありました。ある中学校が元文部官僚の私を呼んだんです。それに対して口を出したのですが、個別の学校の個別の授業に対して文部科学省が口を出す権限はない。これは憲法違反です。これは政治による教育に対する介入という意味合いもありますが、国による地方自治に対する介入という意味合いもあったのです。

住民自治というものを実現する上で私はコミュニティ・スクールというのは非常にいい制度になるのではないかと考えています。

その際には、地域の課題を学習課題として採り入れていくということは非常に大事になってくる。地域の課題を学習課題にするというのは、主権者教育に他ならないわけです。小学生も地域住民です。地域住民である小学生が地域の問題を自分のこととして考えるのは当然のことです。

この地域住民である小学生が地域の課題を勉強し、それをどう解決したらいいかということをも自分たちで考える。これは総合的な学習の時間の中で是非取り組んでいくことだと

私は思います。地域課題を学習課題とするというのは、このコミュニティ・スクールのあり方として非常に望ましいやり方だと思う。

それは逆に言えば、学校で学ぶことを社会に開いていくということでもある。「学校知」と「社会知」という言葉がありますが、学校だけしか通用しない知識というのがあったりして、学校の外に持っておくとあまり意味がない。これは学校にいる子どもたちは、いずれ学校を出て社会に出て行くわけですから、学校で学ぶことと社会で必要とされる知識はつながっていなければいけない。そういう意味で学校知に閉じこもらない学校教育というものを実践することが大事ではないかと思っています。

### 学校図書館、公共図書館がどのような役割をはたすことができるか

学校図書館、公共図書館の役割は、まさに生涯学習のために不可欠の場である、というのが結論です。図書館というのは、古代からあるわけで、人類の積み重ねてきた知識というものはみんな文字に書かれていたわけです。日本で言えば、昔はお寺が図書館になっていた。文字に書かれた知識の集大成みたいなものが、日本の場合、お経という形をとっていたわけです。

お寺には儒教、道教もあったし、中国から来たのはみんなお寺にあったわけです。もっと西の世界に目を向ければ、古代アレキサンドリア図書館なんていうのがあったわけです。

人類にとって文化、学術、学問というものは、文字を通じて継承され、蓄積されていくわけです。人類にとって文字のもつ力は非常に大きいわけです。文字のない言葉もありますが、文字のない言葉というのはなかなか蓄

積がきかない。それを蓄積していけるようになったのは文字ができてからです。しかもそれを記していくことによって、集大成とすることができる。

今、日本では活字離れ、読書離れなどということが言われていますが、非常に危ないことだと思います。やはり人類の知恵や文化などというものは活字によって蓄積されているわけです。活字を読み取ることによって、それを継承していくことができる。だから私はどんなにいろんなメディアが発達しても、活字から離れるわけにはいかないと思う。そういう意味で読書の習慣をつけるということはものすごく大事なことだと思っています。

私は学習指導要領で国語や算数という教科の時間を増やすよりも、もっと読書の時間を増やしたほうが良いと思います。英語はアメリカ英語、イギリス英語、オーストラリア英語、インド英語、日本英語等がありますが、私は2年間イギリスに留学していたことがあります。イギリスの大学、とくにオックスブリッジと言われているような古い大学で **Read** という動詞は、学ぶというスタディ (**study**) という意味で使われるわけです。「**I am reading economics**」と言えば「私は経済学を勉強しています」という意味になるわけです。**Read** という言葉は、「読むということは学ぶこと」である。そういう意味では、私は「読む」ことを、もっともっと重視しなければいけないと思っています。

図書館というのは、基本的に自主的に学ぶわけです。そこがフォーマルな学校教育と違うところです。教育には、フォーマル・エディケーションとノンフォーマル・エディケーション、そしてインフォーマル・エディケーションと分ける考え方がある。

学校教育はフォーマル・エディケーションです。時間割があって、教科ごとにカリキュラムがあって、そのカリキュラムに則ってやっていくという組織化されて体系化されてやっていく教育です。社会教育はノンフォーマル・エディケーションで、学校教育のような組織化はされていないが、意図的な学びとして行われる。ノンフォーマル・エディケーションは学習者の自覚というものが大事です。

本当はフォーマル・エディケーションにおいても、学習者の自覚が大事です。そして学習会に対しては指導するのではなく、それをサポートすることが大事です。しかし、それを一定の方向づけるようなことはしない。そういう意味で「サポートバットノーコントロール (Support but no control)」というのは社会教育全体を通じての原則だと私は思う。これは行政と現場との関係もサポートバットノーコントロールという形です。

もう1つ、インフォーマル・エディケーションがあります。インフォーマル・エディケーションというのは、意図しない形で学ぶ。偶発的に学ぶ。それは偶発的な学びを意図的につくるということがキーワードです。

これも私のイギリスでの経験ですが、ケンブリッジ大学では教師と学生と一緒に食事をするという機会を年に何回か設けなければいけないわけです。なぜ食事をすることを義務付けられているかと言えば、食事を通してまわりの人といろいろな会話するわけで、それがインフォーマルな学びになっている。そこで親しくなった人と町で出会ったときに話をする。そういうふうにインフォーマルなつながり、出会いということが学びにつながるということですね。インフォーマルな学びを意図的につくっていく、そういうつくりかたも

あるわけです。

図書館もそういうインフォーマルな学び、インフォーマル・エディケーションの場としての意義というのが非常に強くあるのです。図書館を通じて人々が接触し、交流し、その接触や交流を通してお互いに学んでいくというような意味です。交流の場としてインフォーマルな学び場であるということです。

そして、生涯学習にとって図書館は大事だという話ですが、生涯学習という言葉が日本の国で広く使われるようになったのは、1980年代からです。1980年代に何があったかと言えば、中曽根康弘内閣という、ある意味超反動的な内閣が誕生した、この中曽根さんという人はもともと自主憲法制定ということを言い、個人よりも国家が大事だということを言っている人です。

この方は憲法改正の前に、教育基本法の改正が必要だと考えて、そのための議論の場として、臨時教育審議会という審議会をつくった。ところがこの臨時教育審議会というのは国民が見ている前で、侃々諤々非常にオープンに議論をした。中曽根さんは、個人よりも国家が大事だという国家に奉仕する人間、自分を犠牲することをいとわないという人間を、滅私奉公の人間、日本民族の自覚を強烈に持っている人間、そういう人間を育てたいという考え方でしたが、臨教審の議論はそっちへいかなかった。

臨時教育審議会は教育改革の理念として何を打ち出したかと言えば、まず個性重視の原則ということを行った。その個性重視の原則をさらに具体的にどう説明したかと言えば、まず個人の尊厳だと言った。

個人の尊厳、個性の尊重、自由、自立、そして自己責任の原則といったわけです。この

最後の自己責任の原則というところに新自由主義的な感がありますが、一番根っ子は個人の尊厳といったわけです。これは日本国憲法で一番大事にしている理念です。それを再確認したのです。

ですから国家ではなく、まず一人ひとり人間が大事であるというところからスタートをした。臨時教育審議会の答申はある意味、憲法や教育基本法が大事にしている考え方を再確認したということです。そのうえで新しい考え方として生涯学習を付け加えた。

2番目の視点は、生涯学習体系へ移行ということを行ったわけですが、つまり、学校中心の体系ではない。学歴だけがものをいうというのがおかしい。どれだけの学習をしたかということが大事なんだ。

そして、学校の外にも学ぶ機会がたくさんあるし、学校出てからも学ぶべき機会がある。当時はまだ人生 80 年時代と言っていましたが、今は人生 100 年時代です。学校出てからも人間というのは学ぶことによってより豊かに、より幸せになれる。要するに社会のために、国家のために学ぶのではなくて、自分が豊かに幸せに暮らしていくために学ぶということが大事です。これは民主的社会をうまく機能させていくためにも学ぶことはものすごく大事です。住みやすい民主的社会をつくるためには、主権者・有権者は学ばないとうまくいきません。学ばない人は騙されます。学ぶことはまっとうな主権者になるためにも大事です。

そういう意味で生涯にわたって学ぶということは、人びとが自らが幸せになるために大事なことなんだということです。それを生涯学習体系の移行という形で、全体のしくみを変えていくんだということを行ったわけです。

生涯教育ではなく生涯学習と言ったことは大事な視点です。学習者の主体性を大事にすることを打ち出したわけです。教育という言葉はどこまでいっても教育で、上から目線です。教師が生徒を教育する、親が子どもを教育するというときには、そのときには子どもたちは教育の客体、目的でしかない。客体というのは権利を否定されてしまうのです。子どもたちは学校では無権利者のように育てられていく。

日本の学校は今でも戦前の権力性みたいな体質をもっています。比較的その権力性から自由な学校職員というのは、学校司書、養護教諭、用務員さんなどで、子どもたちの評価をしないということから権力構造の中から外れている。評価というのはそこでもう権力関係が生じということで、評価しない人というのは権力から外れたところにいる。

私はこの権力関係の中で苦しんでいる子どもたちの逃げ場として、保健室登校というのがあります。保健室登校もいいですけど、もっとお勧めしたいのは学校図書館です。学校図書館も人がいなければ使ってもらえないわけで、そういう意味で常駐している学校司書がいることは非常に大事だと思う。私は保健室登校もいいけども、学校図書館登校というのを不登校対策の1つの方法としてぜひ勧めたい。



臨教審が「個性重視の原則」、生涯学習者として主体的に学ぶ「生涯学習体系への移行」、3つめに「変化への対応」を打ち出した。これは情報化・国際化という大きな変化が来ることを30年前に言われていて、それは実際に来ています。国際化というよりグローバル化、情報化というよりAI化というところに来ていたわけです。それ以外にもテロ対策、感染症対策等々といろいろと国境を越えて取り組まなければならない問題が生じています。そして、日本の国もついに政策なき移民政策がとるということになったわけです。まるで政策を考えてないのですけど、しかし、外国人労働者は受け入れいく。日本の国内でどんどんとグローバル化していく。さまざまな外国の技能をもつ人を確保するようになったわけです。そういう変化の対応をしていかなければならない。

この「変化への対応」というのも主体的にしていかなければならない。何か権力者にお任せをしていいというものではない。われわれが自ら学びながら対応していくということが大事になってくる。そういう意味で生涯を通じて学んでいくということが大事です。

この臨時教育審議会の答申の3つの教育改革の視点というのは、非常に大事なことだと思います。臨教審に対しては批判もございます。新自由主義的な政策がここから始まっているという見方もあります。それは一面正しい側面もありますが、しかし、私はそれよりも憲法、教育基本法が大事にしている個人の尊厳、学習者の主体性、そういったものを再確認したということは非常に大事なものだと思っています。私自身はこの当時、文部科学省で課長補佐でしたが、臨時教育審議会の答申を受けて、この考え方で仕事をしていけば

大丈夫だというふうに非常に心強く思いました。

個々の提言を見ると「なんで？」というものもあります。一番現場に不評であったのは初任者研修です。あれも臨時教育審議会の答申でした。文部科学省では初任者研修の一環として農場研修というのをやっていたのですが、あれはもうナンセンスの極みでした。

それまでの学校役割というのは、一生食っていけるだけの知識を詰め込むというのが学校の役割だった。しかし、生涯学習体系というのは、学校というのは知識を詰め込むところではなく、学ぶ力をつける。これが新しい学力観といわれたものであります。そういう学ぶ力としての学力というのは、ペーパーテストで測りきれないのです。自ら学び、自ら考える力を付けていくことが大事で、学校教育の目的が転換した。

その線ですときて、その間にゆとり教育等が言われ、今はアクティブラーニングという言葉がはやりになっていますが、こういう言葉に惑わされてはいけません。基本的には子どもたちが主体的な学習者として自ら学ぶ力をつけるかどうかで、そこに焦点をおくことが大事だということは、中教審の答申としては一貫しています。確かに文部科学省はウロウロとしていますし、授業時数を削減したり、増やしたりしています。今の時間数を増やし過ぎですし、学習内容を細かく書きすぎている。さらに指導方法にまで細かく書き込んでいる。2011年の「ここから裁判」と呼ばれた七生養護学校事件の東京高裁判決は非常に大事なことを言っていたのです。「学習指導要領は一言一句守られなければならないものではない」と言ったのです。今の学習指導要領を読んだら、細かく書いてある。私も責任上、

読んだことがあります、とても読み切れるものではない。いったい何を書いてあるのかわからないことをたくさん書いてあります。あれはつくった課長が非常に理屈っぽく、学習指導要領も理屈っぽくなっています。

学校図書館は生涯学習の一番根本になる自ら学ぶ力を培う場所で非常に大事です。草の根からの教育改革で一時、非常に有名になった町が福島県の三春町です。ここは学校の統廃合の一環として学校に施設をつくる際に、施設を新しくするだけではなくて、学校のあり方自体を住民参加で考え直すという取り組みをしたのです。これは非常に先駆的な取り組みだったと私は思います。

どういう学校づくりをしたかと言えば、子どもたちの自主性を培うことを一番大事なこととした。そのためにはチャイムを鳴らさないけれども時計をつけておく。そして理科、数学、英語という教室をつくり、生徒の方が動き、理科の授業あれば理科の教室に行く。英語の授業だから英語の教室に行く。これは教科センター方式と言われています。子どもたちが受動的に何年何組の自分の席に座っていると先生の方が来てくれて、終わったら帰っていくのではなくて、自分の方から先生の方へ行くという、能動性がそこにあるわけです。

このときにつくられた中学校は、玄関を入れて一番中心のところに学校図書館を置いた。つまり学校図書館こそが、子どもたちが自ら学ぶために一番大事な場所という考え方です。その周りに教科の教室が置かれている。こういう太陽の周りに惑星があるわけです。図書館が太陽で、各教科の教室が惑星であるという、そういうつくりかたをしたんです。これは子どもたちが自主性をもって自ら学ぶとい

うことを中心に考えると、そういうつくりが一番いいんだ、ということになったわけです。

例えば大学入試でも、そういう学び方が評価されるような入試に変えていく必要がある。これはアクティブラーニングの観点に基づく大学の入試ということで、大学のほうで課題になっている。

例えばお茶の水女子大というところは、新フンボルト入試というのをやっています。この新フンボルト入試というのは、理科系の生徒たちに対しては、実験をさせて、実験のレポートを書かせるというやり方で、実験室に閉じ込めてしまう。文科系の学生は、図書館に閉じ込めて、その図書館でどんな本を使ってもいいから自分で好きな本を持ってきて、それを参考にしてレポートを書かせる。その前段にプレゼミナールという授業をみんなに受けてもらって、そのうえで試験をやるのです。これを全部やるのに5日間かけた丁寧な入学試験をやっている、そのときに大学図書館を使っているわけです。

図書館で学ぶという学び方をしてきた人たちは、その大学図書館を使って自分がそこで学んだ成果を何時間かの間に出す力を見ようというわけです。つまり「自ら学ぶ力」を判定する仕方があり、図書館を使った入試です。時間と手間がかかるというところに問題がありますけれども、私は非常にすぐれた入学方法だと思います。

公立図書館について言えば、生涯を通じて学ぶために、しかも経済的な地位の如何にかかわらず学ぶことができる。そういう人類の知識の宝庫にアクセスできる場所として、公共図書館というのは非常に大事です。これは成人の学ぶ権利保障するための最低限の条件だと思う。

学ぶ権利というのは、私は知る権利とともに民主主義のもっとも基礎的なものだと思う。この人権が保障されないと民主主義は成り立たないと思う。

私は福島の自主夜間中学で新聞を使って勉強をしているのです。新聞の一面の記事をちゃんと読むというのは非常に大事なことです。あるとき新聞の一面の右側に「日銀の金利政策について」、左側には「プルトニウム政策について」の記事（核燃料サイクルで生まれてくるプルトニウムの問題）があり、日銀の金利政策も核燃料サイクルで生まれてくるプルトニウムの問題も、いずれも安倍総理の政治が行き詰まっているということがわかる記事ですが、これを読み取るためには相当な知識が必要です。私だって金融政策や原子力政策などに携わっているわけではありませんから苦労します。

しかし、これを読み取ることができなければ、賢明な有権者にはなれないわけです。私はそういう意味で学ぶということは、民主主義が機能する非常に大事なことです。

今の政府は隠そう、隠そうとしていますから、この知る権利を実現することは大事なんです。知ったうえでそれが一体どういう意味をもつのかを判断するためには学ぶ権利を保障されていないとわからない。

知る権利と学ぶ権利は参政権、国民主権の基礎をなすものです。そういう意味でも私は図書館というのは、民主主義社会の基本となる施設である、という考えをもっています。

### 文科省の組織再編をどう見るか

はっきりと言ってこれは生涯学習とか、社会教育に対する軽視です。私は文部科学省の社会教育課の生涯学習政策は非常に大事な理

念でありますが、それを外して、総合政策部といってなんかよくわからない名前にしてしまっただけです。生涯学習という理念で教育全体を見ていくとしたのが生涯学習施策だった。この生涯学習の理念というのが後退しているのではないか、という思いをもたざるを得ない。社会教育課という課がなくなったということで、社会教育というものがこれまでもついていた歴史の重みが軽視されており、この組織再編は問題だと思っています。

もっと問題があると思っているのは、文部科学省の人事です。去年の10月に事務次官が交代しました。それから局長もかなり大幅に交代したのですが、この人事は完全に官邸の主導のもとで行われています。当然、事務次官になるだろうと思われていたナンバーワンのポストにいた人物が次官になれなかった。その後、退官しました。代わりに次官になった人物はその下にいた官房長だった人物ですが、二階級特進で次官になったんですが、この人物は官邸の言うことはなんでも聞くという人です。

要するに最初に申し上げた官邸主導人事が文部科学省にも置かれてしまって、安倍一強体制のもとに完全に組み入れられてしまった。官邸の言うことはなんでも聞くというような文部科学省になってしまい、文部科学省と政治との距離が完全になくなってしまったという感じがして、それが非常に危ない。

これからどんどんと政治による教育への介入がもっと進んでいくのではないかと心配しています。とくに道徳教育や歴史教育の場面で、戦前回帰、教育勅語の復活のようなことがどんどんと進んでいくのではないかと心配をしています。これは現場からはね返していただくしかありません。ですから現場

2019年4月27日

で是非ともはね返していただきたい。付度を  
しないということが大事なので、そこを是非  
お願いしておきます。